

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年2月2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）の海水側ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	
2	2号機	高圧注水系タービン入口の蒸気供給管ドレンポット用レベルスイッチの蒸気側テスト弁グランド部より水のリーク（約120cc、汚染なし）が認められたため、対応検討	G II	
3	4号機	溶接事業者検査として溶接士資格認証試験で使用するための機械試験片の製作加工ミスが認められたため、当該試験片を再製作及び原因調査後、対応検討	G III	
4	4号機	廃棄物貯蔵設備建屋内タンクの出口配管洗浄水圧力指示計に指示値不良（スティック）が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	G III	
5	4号機	廃棄物貯蔵設備建屋内補給水系洗浄水配管より、水のリーク（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、原因調査後、対応検討	G III	
6	5号機	気体廃棄物処理系排ガス予熱器（B）の点検において、胴フランジボルト・ナットにネジ山の損傷（1組）が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	G III	
7	5号機	原子炉隔離時冷却系タービン蒸気入口弁用グランド漏えい検出弁の点検において、弁棒に損傷及び変形が認められたため、当該弁棒を修理	G III	
8	5号機	主タービン湿分分離器（No. 1）の点検における内側マンホール締付ボルトの緩め作業の際、同ボルト・ナットの固着（1組）が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	G III	
9	5号機	高圧注水系蒸気供給管第2テスト弁の点検において、グランドボルト締付け部にネジ山潰れが認められたため、当該グランドボルトを交換	G III	
10	5号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器出口流量発信器上流側元弁の点検において、弁体及び弁座に割れ等が認められたため、当該部品を点検・修理	G III	
11	5号機	主低圧タービン（B）内部車室（上半）の浸透探傷検査において、車室内面他溶接線に指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	G III	
12	5号機	主低圧タービン（C）外部車室（上半）の浸透探傷検査において、車室内面溶接線に指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	G III	
13	5号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ室内床ドレンサンプポンプ（A）の出口に接続している仮設ホースのつなぎ目より、水のリーク（約500cc、放射エネルギー：407.5ベクレル）が認められたため、原因調査後、対応検討 なお、当該部については、清掃・除染実施後、汚染のないことを確認済	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	取水設備スクリーン装置点検用門型クレーンの点検において、横行装置用リミットスイッチ作動板に腐食が認められたため、当該リミットスイッチ作動板を交換	G III	
15	6号機	取水設備スクリーン装置点検用門型クレーンの点検において、横行装置用ゴム製ストッパに腐食が認められたため、当該ストッパを交換	G III	
16	6号機	取水設備スクリーン装置点検用門型クレーンの点検において、走行用レールに腐食（長さ：約10m）が認められたため、当該走行用レールを補修塗装	G III	
17	その他	発電所構内の機材保管倉庫内（非放射線管理区域）に設置されている消火栓装置において、同装置内部止め弁に弁体の外れ及びこれに伴う水のリーク（約135リットル）が認められたため、原因調査後、対応検討	G III	